

可茂消防事務組合議会

第1回定例会議案

令和7年3月10日

目 次

議案番号	議案名	ページ
議第 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例について	----- 1
議第 2 号	可茂消防事務組合個人情報保護に関する法律 施行条例及び可茂消防事務組合情報公開条例の一 部を改正する条例について	----- 3
議第 3 号	可茂消防事務組合消防本部及び消防署等設置条 例の一部を改正する条例について	----- 6
議第 4 号	可茂消防事務組合職員の特殊勤務手当に関する 条例の一部を改正する条例について	----- 8
議第 5 号	令和 7 年度可茂消防事務組合市町村分担金について	----- 1 0
議第 6 号	令和 7 年度可茂消防事務組合一般会計予算	----- 1 1

議第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を下記のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 1 0 日提出

可茂消防事務組合
管理者 藤 井 浩 人

記

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(可茂消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)
第 1 条 可茂消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年可茂消防事務組合条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (経過措置) 第 3 条 (略) 2・3 (略) 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された美濃加茂市旧条例第 2 条第 5 号に規定する保有個人情報を含む情報の集合体であって、個人情報取扱事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 1 0 0 万円以下の罰金に処	附 則 (経過措置) 第 3 条 (略) 2・3 (略) 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された美濃加茂市旧条例第 2 条第 5 号に規定する保有個人情報を含む情報の集合体であって、個人情報取扱事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2 年以下の <u>懲役</u> 又は 1 0 0 万円以下の罰金に処す

<p>する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた美濃加茂市旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>る。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた美濃加茂市旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>6・7 (略)</p>
--	--

(可茂消防事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 可茂消防事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年可茂消防事務組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第17条 第6条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第17条 第6条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

議第 2 号

可茂消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例及び可茂消防事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について

可茂消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例及び可茂消防事務組合情報公開条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 1 0 日提出

可茂消防事務組合
管理者 藤 井 浩 人

記

可茂消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例及び可茂消防事務組合情報公開条例の一部を改正する条例

(可茂消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 1 条 可茂消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年可茂消防事務組合条例第 1 号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
第 4 条 削除	<u>(不開示情報としない情報)</u> 第 4 条 法第 7 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、 <u>可茂消防事務組合情報公開条例（令和 5 年可茂消防事務組合条例第 3 号）第 6 条第 2 号エに掲げる情報（当該公務員等の氏名に係る部分に限る。）とする。</u>

(可茂消防事務組合情報公開条例の一部改正)

第 2 条 可茂消防事務組合情報公開条例（令和 5 年可茂消防事務組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公文書の公開義務) 第 6 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲	(公文書の公開義務) 第 6 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲

げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができると思われる情報

イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第1

げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができると思われる情報

イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第1

<p>40号) 第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職に関する情報(公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく侵害されるおそれがあるものを除く。)</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>40号) 第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報(公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく侵害されるおそれがあるものを除く。)</p> <p>(3)～(8) (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の可茂消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の規定は、施行日以後に行われる保有個人情報の開示請求について適用し、施行日前に行われた保有個人情報の開示請求については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の可茂消防事務組合情報公開条例の規定は、施行日以後に行われる公文書の公開請求について適用し、施行日前に行われた公文書の公開請求については、なお従前の例による。

議第 3 号

可茂消防事務組合消防本部及び消防署等設置条例の一部を改正する条例について

可茂消防事務組合消防本部及び消防署等設置条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 1 0 日提出

可茂消防事務組合
管理者 藤 井 浩 人

記

可茂消防事務組合消防本部及び消防署等設置条例の一部を改正する条例
可茂消防事務組合消防本部及び消防署等設置条例（昭和 4 5 年可茂消防事務組合
条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 消防組織法(昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号) 第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、 <u>可茂消防事務組合における消防事務を処理するため、次に掲げる消防機関を設置する。</u> (1) <u>消防本部</u> (2) <u>消防署</u> (3) <u>分署</u> (4) <u>出張所</u> (5) <u>分遣所</u>	(設置) 第 1 条 消防組織法(昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号) 第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、 <u>本組合に次のとおり消防本部、消防署、分署、出張所及び分遣所を置く。</u> <u>消防本部 1</u> <u>消防署 3</u> <u>分署 3</u> <u>出張所 4</u> <u>分遣所 2</u>

(分署の名称及び位置)		(分署の名称及び位置)	
第4条 分署の名称及び位置は、次のとおりとする。		第4条 分署の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
可茂消防事務組合中央分署	美濃加茂市下米田町今536番地1	可茂消防事務組合中央分署	美濃加茂市下米田町今536番地1
可茂消防事務組合南分署西可児分署	可児市東帷子1679番地5	可茂消防事務組合南分署西可児分署	可児市東帷子1683番地1
可茂消防事務組合南分署御嵩分署	可児郡御嵩町御嵩1231番地1	可茂消防事務組合南分署御嵩分署	可児郡御嵩町御嵩1231番地1
<u>(委任)</u>			
第7条 この条例に定めるもののほか、消防本部、消防署、分署、出張所及び分遣所に 関し必要な事項は、管理者が別に定める。			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 号

可茂消防事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

可茂消防事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 1 0 日 提出

可茂消防事務組合
管理者 藤 井 浩 人

記

可茂消防事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
可茂消防事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 4 5 年可茂消防事務組合条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項及び可茂消防事務組合職員の給与に関する条例（平成 2 4 年可茂消防事務組合条例第 1 号）第 2 条ただし書の規定に基づき、職員</u>の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(種類)</p> <p>第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>緊急消防援助隊等</u>出場手当 (救急出場手当)</p> <p>第 4 条 救急出場手当は、職員が救急業務に従事するため出場したときに支給し、その額は、出場 1 回につき 3 0 0 円とする。た</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、可茂消防事務組合職員の給与に関する条例（平成 2 4 年可茂消防事務組合条例第 1 号）第 2 条ただし書の規定に基づき、職員<u>の特殊勤務手当</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(種類)</p> <p>第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>緊急消防援助隊</u>出場手当 (救急出場手当)</p> <p>第 4 条 救急出場手当は、職員が救急業務に従事するため出場したときに支給し、その額は、出場 1 回につき 3 0 0 円とする。た</p>

だし、救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条第1項に規定する救急救命処置に従事した救急救命士については、出場1回につき600円とする。

（緊急消防援助隊等出場手当）

第8条 緊急消防援助隊等出場手当は、職員が大規模災害の発生区域において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による相互の応援に基づく業務に従事したとき又は同法第45条第1項の規定による緊急消防援助隊として業務に従事したときに支給し、その額は、従事した日1日につき1,080円とする。

2 前項に規定する業務が著しく危険な区域で行われた場合、その額は、従事した日1日につき2,160円とする。

（併給禁止）

第9条 第3条から第7条に定める手当について、支給要件を同時に満たす場合は、最も高額となる手当のみを支給する。

（支給方法）

第10条 特殊勤務手当は、当該月の1日から末日までを計算期間とし、翌月の給料の支給日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡した場合には、その日までの支給金額をその際支給することができる。

だし、救急救命士は、救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条に規定する特定行為を実施した場合は、出場1回につき600円とする。

（緊急消防援助隊出場手当）

第8条 緊急消防援助隊出場手当は、職員が緊急消防援助隊員として緊急消防援助隊活動に従事するため出場したときに支給し、その額は、出場1日につき1,000円とする。

（支給方法）

第9条 特殊勤務手当の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、その給与期間の特殊勤務手当は、次の給与期間の給料の支給日に支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の可茂消防事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例第8条の規定により支給事由の生じた特殊勤務手当に関しては、なお、従前の例による。

議第 5 号

令和 7 年度可茂消防事務組合市町村分担金について

令和 7 年度可茂消防事務組合市町村分担金について、下記のとおりとしたいので、可茂消防事務組合同規約（昭和 4 5 年岐阜県指令地第 3 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 1 0 日提出

可茂消防事務組合

管理者 藤 井 浩 人

記

(単位：千円)

市町村名	一般分担金	特別分担金	分担金総額
美濃加茂市	573,248	192	573,440
可 児 市	925,364	—	925,364
坂 祝 町	129,882	192	130,074
富 加 町	128,482	192	128,674
川 辺 町	179,844	192	180,036
七 宗 町	114,357	192	114,549
八 百 津 町	200,718	192	200,910
白 川 町	178,172	192	178,364
東白川村	72,533	—	72,533
御 嵩 町	244,250	192	244,442
計	2,746,850	1,536	2,748,386

議第6号

令和7年度可茂消防事務組合一般会計予算
令和7年度可茂消防事務組合の一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年3月10日提出

可茂消防事務組合
管理者 藤 井 浩 人